

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： やすらぎ福祉総務課

許認可等の名称	豊田市福祉センター使用料減免
根拠法令等の条項	豊田市福祉センター条例第10条第6項
法令等の定め 又は概要	(使用料) 第10条 利用者は、福祉センターのホールの利用許可を受けたときは別表第1に定める額の使用料を、会議室の利用許可を受けたときは別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。 6 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。
審査基準	豊田市福祉センター条例第10条第6項の「公益上必要があると認めたとき」について、下記の条件に該当する者の使用料を減免とする。 1 減免の適用の前提条件 ・営利を目的としない、地域福祉の増進に寄与する公益性の高い活動 ・福祉センターとしての施設の性格に合致した活動 ※福祉と保健の活動拠点 ・財政的に支援の必要な団体 ・継続的、持続的に活動を行う団体 2 減免の適用対象 ・登録団体 ① 福祉行政に寄与する全市的な活動を行う団体 ② ボランティア活動団体等 ③ 障がい者の当事者及び保護者の団体 ・その他市長が許可するもの ① 登録団体以外で公益性の高い事業と認められる場合 ・学校等による施設見学 ① 市内の学校等の児童又は生徒
標準処理期間	即日